

# 令和3年度屋外広告士試験

## 問題 A

### 関係法規

試験時間：9:40～10:40（退出可能時間：10:20～10:30）

次の注意をよく読んでから始めてください。

1. これは問題Aです。表紙を除き8ページ15問あります。
2. 問題はすべて必須問題です。
3. 氏名・受験地はマークシート解答用紙に記入してください。
4. 受験番号はマークシート解答用紙に記入し、該当する番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
5. 解答はマークシート解答用紙の番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
6. 1問に2つ以上解答した場合は正解としません。
7. 解答を訂正する場合は、消しゴムでていねいに消して訂正してください。
8. マークシート解答用紙は退席の際に回収します。
9. この問題冊子は持ち帰っても構いません。



【問1】屋外広告物法にいう屋外広告物に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 屋外に設置された棚に差し込んで公衆に表示されているパンフレットは、屋外広告物に該当しない。
2. ベニヤ板にペンキを塗りたくってあるもので、そこに何らの観念やイメージが示されていないものは、屋外広告物に該当しない。
3. 街頭で公衆に配布されるスーパーマーケットのチラシは、屋外広告物に該当する。
4. 道路に向けて建築物の外壁に設置された、営利を目的としない内容の看板は、屋外広告物に該当しない。

【問2】屋外広告物法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. A県の条例に基づいて屋外広告業の登録を受けている者が、B県内でB県の条例に違反した屋外広告物を表示した場合、A県知事は、A県の条例に基づき、その者に当該広告物の除却を命ずることができる。
2. A県の条例に基づいて屋外広告業の登録を受けている者が、B県内に営業所を設けずにB県内で屋外広告物を表示しようとする場合、あらためてB県の条例に基づいて屋外広告業の登録を受ける必要はない。
3. 屋外広告業の登録に関するA県の条例において、屋外広告物法に基づくB県の条例に違反して屋外広告物を表示した者に対し、その屋外広告業の登録を取り消すことができる旨の規定を置くことはできる。
4. 屋外広告業の登録に関するA県の条例において、屋外広告物法に基づくB県の条例に違反したことにより、罰金刑に処せられた日から2年を経過しない者が屋外広告業の登録の申請をした場合に、その登録を拒否する旨の規定を置くことはできない。

【問3】屋外広告物法第7条第4項に規定する簡易除却に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 都道府県知事は、条例に明らかに違反して表示されているはり紙について、管理されずに放置されていることが明らかな場合に限り、簡易除却を行うことができる。
2. 都道府県知事は、立看板について、設置されてから相当の期間を経過している場合に限り、簡易除却を行うことができる。
3. 都道府県知事は、はり札について、条例に明らかに違反して表示されている場合であれば、管理されずに放置されていることが明らかでなくても、簡易除却を行うことができる。
4. 都道府県知事は、広告旗について、容易に取り外すことができる状態でなければ、条例に明らかに違反し、管理されずに放置されていることが明らかな場合であっても、簡易除却を行うことはできない。

【問4】屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下、本問において「屋外広告物条例」という）に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 景観行政団体の景観計画に、広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合、当該景観行政団体の屋外広告物条例は、当該景観計画に即して定められることとなる。
2. 景観行政団体が定めた屋外広告物条例には、当該景観行政団体の全ての区域について、広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止を定めることができる。
3. 屋外広告物条例には、広告物の表示の方法の基準又は掲出物件の設置の方法の基準を定めることができるが、これらの維持の方法の基準について定めることはできない。
4. 景観行政団体である市町村が屋外広告物条例を定める場合、当該条例の内容について、あらかじめ、都道府県知事に協議し同意を得なければならない。

【問5】屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 都道府県は、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、橋りょうや街路樹に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。
2. 都道府県知事は、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を除却した場合、当該広告物を保管しなければならないが、除却した広告物がはり紙である場合は、保管しなくてもよい。
3. 都道府県は、良好な景観又は風致を維持するため、当該都道府県の区域全域で、広告物の表示について都道府県知事の許可を受けなければならないとすることはできない。
4. 都道府県は、広告板の高さ、幅、面積について、遵守すべき基準を定めることができる。

【問6】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 屋外広告物条例ガイドライン第3条に規定される禁止地域内であっても、公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター又は立札については、表示することができる。
2. 知事は、屋外広告物条例ガイドライン第6条に規定される許可地域等の指定をし、又はこれを変更するときは、都道府県に置かれている屋外広告物審議会の意見をきかなければならない。
3. 知事は、屋外広告物条例ガイドライン第9条に規定される景観保全型広告整備地区としての指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を公告するものとされている。
4. 屋外広告物条例ガイドライン第14条に規定される広告物を表示するときは、広告物の内容、位置、形状、面積、色彩、意匠等について定められる規格に適合しなければならない。

【問7】屋外広告物条例ガイドライン第3条において、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる地域又は場所として、**適切でないもの**はどれか。

1. 緑地保全地域
2. 第一種住居地域
3. 図書館の敷地
4. 都市公園の区域

【問8】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 広告物を表示する者は、広告物の表示が必要でなくなったときは、その広告物を遅滞なく除却し、その旨を知事に対し遅滞なく届け出なければならない。
2. 条例の規定による許可を受けた者は、当該許可にかかる広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするときは、知事に届け出なければならない。
3. 自家用広告物はその大きさにかかわらず、知事の許可を受けなくても、許可地域内に表示することができる。
4. 広告物を設置したときに許可を受けていれば、当該広告物について著しく塗料等がはく離しても、引き続き設置することができる。

【問9】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 屋外広告業を営もうとする者は、条例の定めるところにより、その営業を始める30日前までに、知事に対し登録の申請をしなければならない。
2. 登録された屋外広告業者の登録年月日や登録番号は、知事により、一般の閲覧に供されている。
3. 知事は、以前登録を取り消された者から、その処分のあった日から3年を経過した後に再度申請があった場合、前回の登録取消処分を理由に登録を拒否することはできない。
4. 屋外広告業者が合併により消滅した場合、その法人を代表する役員であった者はその旨を知事に届け出なければならない。

【問10】景観法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構は、景観協議会を組織することができる。
2. 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、景観法上、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。
3. 景観計画区域内の一団の土地の所有者等は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができ、この場合においては、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準について必ず定めることとされている。
4. 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人を、景観整備機構として指定することができ、景観整備機構は、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業を実施することとされている。

【問11】 建築基準法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 高さが4メートルを超える広告塔の建築工事を完了した場合においては、遅滞なく建築主事の建築確認を受けなければならない。
2. 防火地域内においては、屋上に設ける広告塔又は高さが3メートルを超える広告塔は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
3. 特定行政庁は、違反工作物についての工事の施工の停止を命じる場合には、建築主に対してのみならず、当該工事の請負人にもこれを行うことができる。
4. 広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

【問12】 道路法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 道路法第32条に基づき道路管理者から道路占用の許可を受けようとする者は、その申請書に工事実施の方法および工事の時期を記載しなければならないが、道路の復旧方法を記載する必要はない。
2. 道路法第32条所定の道路占用の許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の適用を受けるものである場合には、道路占用の許可の申請書の提出は、対象地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。
3. 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合、道路の占有に関する工事で道路の構造に関係のあるものならば、あらかじめ道路占有者に通知することなく当該工事を自ら行うことができる。
4. 道路管理者は、幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合、区域を指定して道路の占有を制限することはできるが、これを禁止することはできない。



【問13】労働安全衛生法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。
2. 産業医が、労働者の健康を確保するため、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をした場合、事業者はこれを尊重しなければならない。
3. 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えなければならない。
4. 事業者は、労働者を雇い入れたとき、及び労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

【問14】建設業法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 建設業の許可は、二つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営もうとする場合については国土交通大臣が、一つの都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする場合については都道府県知事が行うこととされている。
2. 建設業の許可の有効期間は5年とされており、引き続き建設業を営もうとする場合には、許可の更新を受けなければならない。
3. 建設工事の請負契約の当事者は、工事内容及び請負代金の額を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
4. 建設業者は、その請け負った建設工事を施工する時は、請負代金の額にかかわらず、工事現場ごとに専任の主任技術者を置かなければならない。

【問15】行政代執行法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 代執行を行う場合、原則として、その相手方に、事前に文書で代執行をなすべき旨を戒告しなければならないが、危険が切迫している場合には、戒告をする暇があるときでも、危険の具体的発生を避けるため、その手続を経ないで代執行をすることができる。
2. 代執行令書には、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額が記載されることとなっている。
3. 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、代執行に先だって、その相手方に証票を呈示しなければならない。
4. 代執行により要した費用は、義務者がそれを納付しない場合、国税滞納処分の例により強制徴収することはできず、民事執行法上の強制執行によって徴収しなければならない。